

令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂戸市長 石川 清

市町村名 (市町村コード)	坂戸市 (11239)
地域名 (地域内農業集落名)	小沼地区 (木曾免、北廓、中廓、西廓、附島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状、農地集積・集約は進んでおらず、地域の中で支えあい農地の管理がされている。法人経営体が規模を拡大しており、適宜、集約を進めている。また、国による遊水地の区域内であり、将来が見通せない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手としては、今後、耕作面積の拡大意向のある法人経営体となる。主な生産作物は水稲及び麦となる。この法人経営体への集積を基本として推進し、地域としても支援していく。国の遊水地の計画が確定後、再度検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針 所有者の貸付意向に配慮しながら、農地バンクへの貸付等を通じて、担い手への農地の集積・集約化を推進する。(遊水池の計画が確定後に再検討する。)
(2) 農地中間管理機構の活用方針 所有者の貸付け意向にも配慮しつつ、農地バンクへの貸付けを推進する。(遊水池の計画が確定後に再検討する。)
(3) 基盤整備事業への取組方針 安定した生産を行うための基盤整備について必要に応じて検討する。(遊水池の計画が確定後に再検討する。)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農者や法人等、多様な経営体の参入に対して地域として協力して対応する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が期待できるものは適宜、委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料に関する情報を地域で共有していく。
③ドローンによる農薬散布など、作業の効率化・省力化のために地域でスマート農業に関する情報を共有していく。